

【 放射線治療 】

79 ケロイドに対する体外照射の高エネルギー放射線治療の算定について

《令和6年2月29日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い（変更前）

ケロイドに対するM001 体外照射「2」高エネルギー放射線治療の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等（変更前）

ケロイドに対しては、その縮小を期待し、M001 体外照射「2」高エネルギー放射線治療が行われることがあり、形成外科診療ガイドライン「急性創傷/癒痕ケロイド2」（平成27年 日本形成外科学会等）では「ケロイド切除後の放射線治療は優位に再発率を下げるため推奨される」と示されている。

このため、ケロイドに対するM001 体外照射「2」高エネルギー放射線治療の算定は、原則として認められると判断した。

○ 取扱い（変更後）

ケロイドに対するM001 体外照射「2」高エネルギー放射線治療（イ 乳癌に対する全乳房照射の場合（一連につき）を除く。）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等（変更後）

ケロイドに対しては、その縮小を期待し、M001 体外照射「2」高エネルギー放射線治療が行われることがあり、形成外科診療ガイドライン「急性創傷/癒痕ケロイド2」（平成27年 日本形成外科学会等）では「ケロイド切除後の放射線治療は優位に再発率を下げるため推奨される」と示されている。

このため、ケロイドに対するM001 体外照射「2」高エネルギー放射線治療（イ 乳癌に対する全乳房照射の場合（一連につき）を除く。）の算定は、原則として認められると判断した。